

島根県生徒指導審議会委員

1. 審議会の担当事務 <島根県附属機関設置条例>

教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査審議すること

2. 委員の構成 <島根県生徒指導審議会規則第2条第2項>

- (1) 学識経験のある者
- (2) 弁護士、医師その他の関係する資格を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3. 委員

(R2.4.1現在)

区分	氏名	所属・職
第1号 (有識者)	肥後 功一	島根大学大学院教育学研究科 教授
第2号 (医師、 弁護士等 有資格者)	大西 智之	弁護士 (島根県弁護士会)
	釜瀬 春隆	医師 (島根県医師会)
	福島 俊介	臨床心理士 (島根県臨床心理士会)
	深貝 登志子	社会福祉士 (島根県社会福祉士会)
第3号 (必要と認める 者)	横山 康二	人権擁護委員 (島根県人権擁護委員連合会)
	繁浪 啓子	元公立小学校長
	上田 稔枝	元公立中学校長
	坂根 千歳	元県立学校長
	三浦 洋子	元県警察少年補導職員

4. 任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(福島 俊介氏は平成31年4月1日から令和3年3月31日まで)